

南部町条例第16号

南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月22日

南部町長

陶山清孝

南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年南部町条例第123号）の一部を次のように改正する。

第16条中「261円」を「277円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条の規定は、この条例の施行の日以後に行う収集、運搬及び処分に関し占有者から徴収する手数料について適用し、同日前に行われた収集、運搬及び処分に関し占有者から徴収する手数料については、なお従前の例による。